

演習使用物品等一覧（参考備品）

「4 (2) 福祉用具の活用」において使用する備品等

下記の備品等一覧については、「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」及び「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」の中から、福祉用具の選定・適合技術及び高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法についての演習において使用するための備品を選定する際に、参考とするために例示したものである。

演習にあたっては、この品目以外にも、適切な用具を選定し、使用することは差し支えないものとする。

種 別	参 考 備 品
A 排泄関連用具	ポータブルトイレ、補高便座、昇降便座、トイレ用手すり、自動排泄処理装置 等
B 入浴関連用具	簡易浴槽、入浴用いす（シャワーチェア、シャワーキャリー等）、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台（バスボード等）、浴室内すのこ、浴槽内すのこ 等
C 移動関連用具	車いす、歩行補助つえ（松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ、多点杖）、歩行器（歩行車） 等
D 移乗関連用具	移動用リフト（床走行式・固定式・据置式リフト、段差解消機、起立補助機能付き椅子）、スライディングマット、スライディングボード、介助用ベルト 等
E 起居関連用具	特殊寝台（ベッド）、特殊寝台付属品（サイドレール、マットレス、ベッド用手すり、スライディングボード、スライディングマット、介助用ベルト等）、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり 等

※備品については、受講者が適切に実習を行うことができるだけの台数を確保すること。

（概ね受講者7～8名に1台準備することが望ましい。）

(参考資料)

1. 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の福祉用具の種目

福祉用具の種目 (※1)	1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目 (※2)
<p>1 車いす 自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。</p>	<p>(1) 車いす 貸与告示第1項に規定する「自走用標準型車いす」、「普通型電動車いす」及び「介助用標準型車いす」とは、それぞれ以下のとおりである。</p> <p>① 自走用標準型車いす 日本産業規格(JIS) T9201:2006のうち自走用標準形、自走用座位変換形及びパワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの(前輪が大径車輪であり後輪がキャストのものを含む。)をいう。 また、自走用スポーツ形及び自走用特殊形のうち要介護者等が日常生活の場面で専ら使用することを目的とするものを含む。</p> <p>② 普通型電動車いす 日本産業規格(JIS) T9203:2010のうち自操用標準形、自操用ハンドル形、自操用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるものをいう。 なお、自操用簡易形及び介助用簡易形にあつては、車いす本体の機構に応じて①又は③に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。</p> <p>③ 介助用標準型車いす 日本産業規格(JIS) T9201:2006のうち、介助用標準形、介助用座位変換形、介助用パワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの(前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。)をいう。 また、日本産業規格(JIS) T9203:2010のうち、介助用標準形に該当するもの及びこれに準ずるもの(前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。)をいう。</p>
<p>2 車いす付属品 クッション、電動補助装置等であつて、車いすと一体的に使用されるものに限る。</p>	<p>(2) 車いす付属品 貸与告示第2項に掲げる「車いす付属品」とは、利用することにより、当該車いすの利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。 なお、同項にいう「一体的に貸与されるもの」とは、車いすの貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が車いすを使用している場合に貸与される付属品をいう。</p> <p>① クッション又はパッド 車いすのシート又は背もたれに置いて使用することができる形状のものに限る。</p> <p>② 電動補助装置 自走用標準型車いす又は介助用標準型車いすに装着して用いる電動装置であつて、当該電動装置の動力により、駆動力の全部又は一部を補助する機能を有するものに限る。</p> <p>③ テーブル 車いすに装着して使用することが可能なものに限る。</p> <p>④ ブレーキ 車いすの速度を制御する機能を有するもの又は車いすを固定する機能を有するものに限る。</p>
<p>3 特殊寝台 サイドレールが取り付けられているもの又は取り付けることが可能なものであつて、次に掲げる機能のいずれかを有するもの 一 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能 二 床板の高さが無段階に調整できる機能</p>	<p>(3) 特殊寝台 貸与告示第3項に規定する「サイドレール」とは、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであつて、安全の確保に配慮されたものに限られる。</p>

<p>4 特殊寝台付属品 マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。</p>	<p>(4) 特殊寝台付属品 貸与告示第4項に掲げる「特殊寝台付属品」とは、利用することにより、当該特殊寝台の利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。 なお、同項にいう「一体的に使用されるもの」とは、特殊寝台の貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が特殊寝台を使用している場合に貸与される付属品をいう。</p> <p>① サイドレール 特殊寝台の側面に取り付けることにより、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限る。</p> <p>② マットレス 特殊寝台の背部又は脚部の傾斜角度の調整を妨げないよう、折れ曲がり可能な柔軟性を有するものに限る。</p> <p>③ ベッド用手すり 特殊寝台の側面に取り付けが可能なものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を行うことを容易にするものに限る。</p> <p>④ テーブル 特殊寝台の上で使用することができるものであって、門型の脚を持つもの、特殊寝台の側面から差し入れることができるもの又はサイドレールに乗せて使用することができるものに限る。</p> <p>⑤ スライディングボード・スライディングマット 滑らせて移乗・位置交換するための補助として用いられるものであって、滑りやすい素材又は滑りやすい構造であるものに限る。</p> <p>⑥ 介助用ベルト 居宅要介護者等又はその介護を行う者の身体に巻き付けて使用するものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を容易に介助することができるもの。 ただし、購入告示第3項第7号に掲げる「入浴用介助ベルト」は除かれる。</p>
<p>5 床ずれ防止用具 次のいずれかに該当するものに限る。 一 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット 二 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット</p>	<p>(5) 床ずれ防止用具 貸与告示第5項に掲げる「床ずれ防止用具」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>① 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気パッドが装着された空気マットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。 ② 水、エア、ゲル、シリコン、ウレタン等からなる全身用のマットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。</p>
<p>6 体位変換器 空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。</p>	<p>(6) 体位変換器 貸与告示第6項に掲げる「体位変換器」とは、空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位又は座位への体位の変換を容易に行うことができるものをいう。 ただし、専ら体位を保持するためのものは除かれる。</p>
<p>7 手すり 取付けに際し工事を伴わないものに限る。</p>	<p>(7) 手すり 貸与告示第7項に掲げる「手すり」とは、次のいずれかに該当するものに限られる。 なお、上記〔特殊寝台付属品〕の③に掲げるものは除かれる。また、取付けに際し工事（ネジ等で居宅に取り付ける簡易なものを含む。以下同じ。）を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第一号に掲げる「手すりの取付け」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となるところである。</p> <p>① 居宅の床に置いて使用すること等により、転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。 ② 便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。</p>

<p>8 スロープ 段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。</p>	<p>(8) スロープ 貸与告示第8項に掲げる「スロープ」には、個別の利用者のために改造したもの及び持ち運びが容易でないものは含まれない。 なお、取付けに際し工事を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第二号に掲げる「段差の解消」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となることである。</p>
<p>9 歩行器 歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。 一 車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの 二 四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの</p>	<p>(9) 歩行器 貸与告示第9項に規定する「把手等」とは、手で握る又は肘を載せるためのフレーム、ハンドグリップ類をいい、「体の前及び左右を囲む把手等を有する」とは、これらの把手等を体の前及び体の左右の両方のいずれにも有することをいう。ただし、体の前の把手等については、必ずしも手で握る又は肘を載せる機能を有する必要はなく、左右の把手等を連結するためのフレーム類でも差し支えない。また、把手の長さについては、要介護者等の身体の状況等により異なるものでありその長さは問わない。 なお、上り坂ではアシスト、下り坂では制動、坂道の横断では片流れ防止及びつまずき等による急発進防止の機能(自動制御等の機能)が付加されたものであって、左右のフレームとこれを連結する中央部のパイプからなり、四輪又はそれ以上の車輪を有し、うち二つ以上の車輪について自動制御等が可能であるものを含む。</p>
<p>10 歩行補助つえ 松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフトランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。</p>	<p>(10) 歩行補助つえ 松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフトランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。</p>
<p>11 認知症老人徘徊感知機器 介護保険法第五条の二第一項に規定する認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの</p>	<p>(11) 認知症老人徘徊感知機器 貸与告示第11項に掲げる「認知症老人徘徊感知機器」とは、認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するものをいう。</p>
<p>12 移動用リフト(つり具の部分を除く。) 床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの(取付けに住宅の改修を伴うものを除く。)</p>	<p>(12) 移動用リフト(つり具の部分を除く。) 貸与告示第12項に掲げる「移動用リフト」とは、次の各号に掲げる型式に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりであり(つり具の部分を除く。)、住宅の改修を伴うものは除かれる。 ① 床走行式 つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、キャスタ等で床又は階段等を移動し、目的の場所に人を移動させるもの。 ② 固定式 居室、浴室、浴槽等に固定設置し、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの。 ③ 据置式 床又は地面に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は人を持ち上げ、移動させるもの(エレベーター及び階段昇降機は除く。)</p>
<p>13 自動排泄処理装置 尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの(交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるものをいう。)を除く。)</p>	<p>(13) 自動排泄処理装置 貸与告示第13項に掲げる「自動排泄処理装置」とは、尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。 交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。)及び専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの並びに専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。</p>

2 特定福祉用具販売の特定福祉用具の種目及び特定介護予防福祉用具販売の特定介護予防福祉用具の種目

福祉用具の種目 (※3)	2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目 (※4)
<p>1 腰掛便座 次のいずれかに該当するものに限る。</p> <p>一 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの。</p> <p>二 洋式便器の上に置いて高さを補うもの。</p> <p>三 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。</p> <p>四 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室において利用可能であるものに限る。)</p>	<p>(1) 腰掛便座 次のいずれかに該当するものに限る。</p> <p>① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの(腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。)</p> <p>② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの。</p> <p>③ 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。</p> <p>④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。) 但し、設置に要する費用については従来通り、法に基づく保険給付の対象とならないものである。</p>
<p>2 自動排泄処理装置の交換可能部品</p>	<p>(2) 自動排泄処理装置の交換可能部品 自動排泄処理装置の交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等)のうち尿や便の経路となるものであって、居室要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。 専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。</p>
<p>3 排泄予測支援機器 膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居室要介護者等又はその介護を行う者に通知するもの</p>	<p>(3) 排泄予測支援機器 購入告示第3項に規定する「排泄予測支援機器」は、利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居室要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するものである。専用ジェル等装置の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除かれる。</p>
<p>4 入浴補助用具 座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。</p> <p>一 入浴用椅子</p> <p>二 浴槽用手すり</p> <p>三 浴槽内椅子</p> <p>四 入浴台 浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの</p> <p>五 浴室内すのこ</p> <p>六 浴槽内すのこ</p> <p>七 入浴用介助ベルト</p>	<p>(4) 入浴補助用具 購入告示第4項各号に掲げる「入浴補助用具」は、それぞれ以下のとおりである。</p> <p>① 入浴用いす 座面の高さが概ね35センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。</p> <p>② 浴槽用手すり 浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。</p> <p>③ 浴槽内いす 浴槽内に極いて利用することができるものに限る。</p> <p>④ 入浴台 浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。</p> <p>⑤ 浴室内すのこ 浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。</p> <p>⑥ 浴槽内すのこ 浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。</p> <p>⑦ 入浴用介助ベルト 居室要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。</p>
<p>5 簡易浴槽 空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの</p>	<p>(5) 簡易浴槽 購入告示第5項に規定する「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。</p>
<p>6 移動用リフトのつり具の部分</p>	<p>(6) 移動用リフトの釣り具の部分 身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。</p>

- ※1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目
〔平成11年3月31日 厚生省第93号（最終改正：平成30年3月30日 厚生労働省告示第180号）〕

- ※2 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて
〔平成12年1月31日 老企第34号（最終改正：令和4年3月31日 老高発0331第2号）〕
「第1 福祉用具 1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」

- ※3 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目
〔平成11年3月31日 厚生省第94号（最終改正：令和4年3月23日 厚生労働省告示第80号）〕

- ※4 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて
〔平成12年1月31日 老企第34号（最終改正：令和4年3月31日 老高発0331第2号）〕
「第1 福祉用具 2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」

○証明書の様式

介護保険法施行規則 様式第 12 号（第 22 条の 32 関係）

第 号	修 了 証 明 書	氏 名	年 月 日 生	介 護 保 険 法 施 行 令 （ 平 成 十 年 政 令 第 四 百 十 二 号 ） 第 四 条 第 一 項 第 九 号 に 掲 げ る 講 習 の 課 程 を 修 了 し た こ と を 証 明 す る。	年 月 日	福 祉 用 具 専 門 相 談 員 指 定 講 習 会 事 業 者 名
--------	-----------------------	--------	------------------	---	-------------	--

第 号	修 了 証 明 書 （ 携 帯 用 ）	氏 名	年 月 日 生	介 護 保 険 法 施 行 令 （ 平 成 十 年 政 令 第 四 百 十 二 号 ） 第 四 条 第 一 項 第 九 号 に 掲 げ る 講 習 の 課 程 を 修 了 し た こ と を 証 明 す る。	年 月 日	福 祉 用 具 専 門 相 談 員 指 定 講 習 会 事 業 者 名
--------	--	--------	------------------	---	-------------	--